

第5回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年11月27日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

5番 小椋学

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 村田直樹

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 利用状況調査（農地パトロール）の結果について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局長 第5回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。朝夕の冷え込みが季節相応になり、冬の景色が見え始め、十二月を前に何かとお忙しい中、本総会に出席いただきましてありがとうございます。
今月は、農地調査、地域協議並びに年金加入活動など地域を周る機会が多かったと思います。農業委員としての活動の見える化に貢献いただきありがとうございます。農地部会の方々には、急遽農地評価のお願いをしなくてはならなくなりました。寒い中ではありますがよろしくお願ひしたいと思います。
本日は、報告3件、議案は5件提案させていただいております。
慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番篠原委員、8番齋藤委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

10月31日「令和5年第2回浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。工事請負契約の締結及び財産の取得3件の議案と副町長の選任同意が提案され議決をいただいております。

11月1日「令和5年度浜中町防災総合訓練」が町内全域で実施され、村田係長と前田主事が出役しております。

11月8日「情報セキュリティサポートサービス導入に係る委員会・事務局長会議」が役場本庁で開催され、村田係長が出席しております。

11月9日〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で開催し、地元農業者3名、農協担当者1名、役場農林課職員1名、白川会長、工藤委員、事務局2名が出席しております。〇〇〇〇氏の営農中止に伴い、〇〇氏より賃貸借していた土地の解約が行われ、次の借り手を協議した結果、〇〇〇〇氏より賃貸

借したい旨の申出がありました。他に希望もなく農地集積の考えにも沿っていることから〇〇〇〇氏への賃貸借が決定しております。

11月15日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇地区と〇〇地区で実施しております。〇〇〇地区は登記地目変更後の売買、〇〇地区は〇〇〇〇のための現況地目の確認でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

11月15日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇地区と〇〇〇地区で実施しております。いずれも登記地目変更後の売買を目的とした現況地目の確認でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

11月21日、釧路東部地区指導農業士会主催の「令和5年度新規参入者交流会」が農業者トレーニングセンターで開催され、私と村田係長が参加しております。厚岸・浜中両町の新規参入者、酪農研修生、農業関係団体職員30人ほどが参集し、『こんな時、どうしたらいいの？みんなのお知恵拝借』と題して、3班に分かれ意見交換が行われております。このグループ討議では、これから就農を目指す方々から営農に関する具体的な相談が寄せられ、指導農業士や先輩農家からアドバイスをいただいております。

11月22日「令和5年第3回浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。人事院勧告を受けて国家公務員の給与が改定されることに伴い、自治体においても職員の給与が改定されることとなりました。これに関連する条例改正あるいは予算補正について議案が提出されたところでございます。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出

人は、浜中町浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、浜中東〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
報告第1号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 利用状況調査（農地パトロール）の結果についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第2号 利用状況調査（農地パトロール）の結果について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地パトロールは、地域の農地状況の把握と農地利用の総点検という観点で、平成11年より農業委員会組織が全国的に取組みを進めてまいりましたが、現在は、農地法第30条において、毎年1回、管内すべての農地の利用状況について調査を行うことが義務づけられたため、全国の多くの農業委員会で「農地利用状況調査」と「荒廃農地調査」をあわせて実施しております。

本年度の農地パトロールは、10月10日から10月13日にかけて実施し、令和5年度の実施要領に基づき調査箇所を4区域に分け、4班体制により海岸地域を除く町内すべての農地を対象に、

- ①遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握、
- ②農地法許可農地の利用状況、
- ③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の利用状況、
- ④違反転用農地の把握、
- ⑤納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を重点的に調査いたしまし

た。

今回の調査では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地、違反転用が行われている農地はなく、また、農地法の許可を受けた農地、農業経営基盤強化法による利用権設定等が行われた農地、納税猶予制度の適用を受けている農地についても、すべて適正に利用されており、農地法第32条の規定による利用意向調査の対象農地はないものと判断しております。

以上、各班の調査結果に基づき御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。
報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあつせんの申出に伴う2件の調整報告であります。

整理番号1は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあつせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日に利用協議を行った結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への買入協議をすることとなり

ました。

現地調査につきましては、○月○日に農地部会、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で○, ○○○万○, ○○○円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

整理番号2は、茶内西○○線○○番地、○○○○氏より令和○年○月○日付で賃貸借権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、本地側と○○○○側に農地を所有しており、○月○日に○○○○○○○○○○○○において、○○○○氏、○○○○氏、○○○氏、○○○○○氏、○○○氏が参集し、農地利用協議を行った結果、本地側については、○○○○氏、○○○○○氏、○○○氏から賃貸借を希望している旨の申し出がありました。○○○○側の農地については、この度の参加者からは希望がなかったため、○○○○で農地利用協議を行うこととなりました。

○月○日に、○○○○○○○○○○○○○○○○○○において、○○○○氏、○○○○氏、○○○○○氏、○○○○○氏、○○○○○氏と農地利用協議を行った結果、○○○○氏から賃貸借を希望している旨の申し出がありました。

現地調査につきましては、○月○日に農地部会と工藤委員、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で○万○, ○○○円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書7ページから16ページ及び議案関係資料2ページから9ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思えます。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、4件の現況証明願でございますが、浜農委〇―〇〇号の願い出人は、釧路市花園町〇〇番〇〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏、願い出地は、藻散布〇〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇m²、次に、浜農委〇―〇〇号の願い出人は、浜中東〇線〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は、浜中東〇線〇〇番、〇筆、面積〇〇〇m²で、ともに登記地目の変更を目的とした現況地目の確認で、現地調査につきましては、嵯峨委員、宮崎委員、百々委員、事務局2名で〇〇月〇〇日に実施し確認をしております。

次に、浜農委〇―〇〇号の願い出人は、釧路市鳥取北〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は、仙鳳趾〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇、〇〇〇m²、登記地目の変更後売買目的とした現況地目の確認で、現地調査につきましては、阿部委員、齋藤委員、百々委員、事務局2名で〇〇月〇〇日に実施し確認をしております。

次に、浜農委〇―〇〇号の願い出人は、釧路町柏西〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は、円朱別西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇、〇〇〇m²、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認で、現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名で〇〇月〇〇日に実施し確認をしております。本案すべての願い出地について、調査の結果、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前田主事	(詳細説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。 調査委員の方々、何かありませんか。
各委員	(なしの声)
議長	特にないようなので、これから議案第〇号の質疑を行います。 浜農委〇-〇〇について、質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委〇-〇〇の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委〇-〇〇の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委〇-〇〇の質疑を行います。 質疑ありませんか。
	1番妹尾委員。
妹尾委員	令和〇年〇月に農地転用で施設用地に変わった土地だと思いますが、地目は自動的に変わるものではなく、現況証明で手続きをしないと変わらないということなのか。
事務局長	転用して変わるのは現況地目であり、登記地目については自動的に変わりません。 登記簿地目を変更しなくては売却することができないため現況証明を出す必要があります。
議長	ほかに質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)

議長 次に、討論を省略し、浜農委〇-〇〇を採決いたします。お諮りします。
浜農委〇-〇〇は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委〇-〇〇は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委〇-〇〇を採決いたします。お諮りします。
浜農委〇-〇〇は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委〇-〇〇は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委〇-〇〇を採決いたします。お諮りします。
浜農委〇-〇〇は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委〇-〇〇は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委〇-〇〇を採決いたします。お諮りします。
浜農委〇-〇〇は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委〇-〇〇は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立
状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されており

ます。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、浜中町茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり決定されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は
使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する
場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければ
ならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件、の許可申請でございますが、整理番号1は、
恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は恵茶人〇〇〇番、〇筆、面積〇万
〇、〇〇〇㎡で、この土地を厚岸町乙幌〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権
利の移転でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主
事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添え
いたします。

前田主事 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、6番阿部委員、お願いします。

阿部委員 〇〇〇〇氏の土地は農用馬の生産育成のための放牧地として使用していましたが
現在は使用しておりません。〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売却した土地と
隣接していることから売却を希望しました。〇〇〇〇〇〇〇〇も肉用馬の生産育成
の拡大のため〇〇氏の希望に応えたいとのことですので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
議案第3号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題としま
す。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を
御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係
の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第
2項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するもの
とする。」としております。

本案は、利用権の移転1件、の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、
整理番号1は、厚岸町白浜〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、茶内西〇線〇〇
〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇
〇〇〇〇氏から、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の移転をするもので
ございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画
を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前
田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申
し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
議案第4号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた調整において、認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案につきましては1件の買入協議でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
議案第5号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会について、12月22日、金曜日、午前10時からを提案します。

議 長

事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、12月22日、月曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、12月22日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第5回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

7番 篠原弘

浜中町農業委員会

8番 齋藤晃佳